

別表第1

業 種	年間平均県工事完成高	係 数
土 木 一 式 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 4 千 5 百万円未満	3
	4 千 5 百万円以上 8 千万円未満	4
	8 千万円以上	6
建 築 一 式 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 5 千 5 百万円未満	3
	5 千 5 百万円以上 1 億円未満	4
	1 億円以上	6
舗 装 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 2 千万円未満	3
	2 千万円以上 3 千万円未満	4
	3 千万円以上	6
電 気 工 事 及 び 管 ・ そ の 他 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 1 千 5 百万円未満	3
	1 千 5 百万円以上 2 千万円未満	4
	2 千万円以上	6

別表第2

種別	点数(1人あたり)
1級技術者	5点
基幹技能者	3点
2級技術者	2点

別表第3

評価項目	区分	加入団体	加算対象工種	点数
(一社)千葉県電業協会	電気	20点		
(一社)千葉県上下水道インフラ整備協会	管	20点		
(一社)千葉県造園緑化協会	造園	20点		
(一社)千葉県空調衛生工事業協会	管	20点		
(一社)千葉県塗装工業会	塗装	20点		
研修状況等	(一社)千葉県建設業協会	土木一式・建築一式	10点	
	(一社)千葉県電業協会	電気	10点	
	(一社)千葉県空調衛生工事業協会	管	10点	
	(一社)千葉県塗装工業会	塗装	10点	
	(一社)千葉県造園緑化協会	造園	10点	
	(一社)千葉県道路舗装協会	舗装	10点	
	(一社)千葉県鳶工業会	とび・土工	10点	
	(一社)千葉県上下水道インフラ整備協会	管	10点	
研修状況	建設業労働災害防止協会	全業種	10点	

別表第4

種別	点数
ISO14001	3点
エコアクション21	2点

別表第5

合併等時期	点数
3年以内	30点
4～5年以内	15点

別表第6

(一式工事)

等級	土 木 一 式	建 築 一 式
A	1130点以上	1110点以上
B	820点以上 1129点以下	900点以上 1109点以下
C	730点以上 819点以下	770点以上 899点以下
D	729点以下	769点以下

(専門工事)

等級	舗 装 工 事	電 気 工 事	管・その他工事
A	860点以上	920点以上	840点以上
B	650点以上 859点以下	810点以上 919点以下	730点以上 839点以下
C	649点以下	809点以下	729点以下

(参考)

- 平成15年8月1日から平成16年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成15年5月7日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成15年4月1日
- 平成16年8月1日から平成17年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成16年6月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成16年4月1日
- 平成16年11月1日から平成17年10月31日までの格付(経常JV)
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成16年10月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
- 平成17年8月1日から平成18年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成17年6月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成17年4月1日
- 平成17年11月1日から平成18年10月31日までの格付(経常JV)
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成17年10月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
- 平成18年8月1日から平成19年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成18年6月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成18年4月1日
- 平成18年11月1日から平成19年10月31日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成18年10月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成19年8月1日から平成20年7月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成19年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定得る基準日(工事成績の算定基準日)

平成19年4月1日

○ 平成19年11月1日から平成20年10月31日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成19年10月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成20年8月1日から平成21年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成20年4月1日

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成20年4月1日

○ 平成20年11月1日から平成21年6月30日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

○ 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成21年2月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成20年4月1日

(3) 第5条(6)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成21年4月1日

(4) 第5条(7)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成21年2月1日

○ 平成21年7月1日から平成22年6月30日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成21年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成22年2月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成21年4月1日

(3) 第5条(6)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成22年4月1日

(4) 第5条(7)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成22年2月1日

○ 平成22年7月1日から平成23年6月30日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成22年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成23年2月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成22年4月1日

(3) 第5条(6)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成23年4月1日

(4) 第5条(7)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成23年2月1日

○ 平成23年7月1日から平成24年3月31日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成23年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成24年1月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成23年4月1日

(3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成24年4月1日

(4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成24年1月1日

○ 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成26年1月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成25年4月1日

(3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成26年4月1日

(4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成26年1月1日

○ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成28年1月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成27年4月1日

(3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成28年4月1日

(4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成28年1月1日

(5) 第5条(9)に定める基準日(新規卒業者の雇用の審査基準日)

平成27年9月1日